

ポーランド週報

(2024年9月12日～9月18日)

令和6年(2024年)9月23日

H E A D L I N E S	
政治 憲法法廷改革関連法案の可決 トウスク首相の洪水対応 ブリンケン米 국무長官のポーランド訪問 シコルスキ外相のウクライナ訪問 シコルスキ外相のモルドバ訪問 軍による洪水対応 シコルスキ外相、ベラルーシ反政府派幹部に表彰を授与	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
経済 政府による洪水被害者への救済措置策 工場浸水で生産制限、ポーランド南部と西部の企業を脅かす インテル、財務状況の悪化によりポーランドでの工場建設計画を延期 レヴィアタン、復興基金の活用を奨励 2026年までにSMR原子炉の許可を目指す	
治安等 2024年はサイバー攻撃被害が記録的な年となる見通し 南西部における洪水被害及び自然災害宣言の適用 警察官の欠員数が増加傾向	
大使館からのお知らせ 能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座) 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

政治 内政

憲法法廷改革関連法案の可決【13日】

13日、下院は、憲法法廷の改革に関する法案を採択した。同法案により、下院によって選出された裁判官が、大統領の立会いなしに、公証人の前で就任宣誓を行うことができるようになる。また、裁判官の資産申告の完全開示も導入される。

さらに、憲法法廷の裁判官は、定数の半数以上の下院議員の出席の下、五分の三の多数決で下院で選出されるが、同法案では、立候補規定の制限が強化され、選出時から遡って4年間に、下院議員、上院議員、欧州議会議員、閣僚理事会メンバー又は政党の職員のいずれかの役職にあった場合は立候補で

きないこととなる。

また、従来、大統領が裁判官の就任宣誓を下院による選出日から14日間以内に行わなければならないと定められていたが、同法案により、当選後14日以内に大統領から就任宣誓の機会を与えられなかった裁判官は、公証人の署名を添えた書面によって就任宣誓を行い、それを下院議長に提出することができるという原則が新たに導入された。

これらに加え、裁判官の資産申告の完全開示の導入や、退官した裁判官が常勤で学術業務に従事することを規制する項目も撤廃される。同法案が発効されるためには、残すところドゥダ大統領の署名手続のみとなり、大統領は三週間以内に署名するか下院

に差し戻すかを判断しなければならない。

トウスク首相の洪水対応【16日】

13日頃から数日間、中・東欧地域の広範囲で記録的な豪雨が発生し、ポーランド南西部(チェコ国境付近)の複数の地域で大規模な洪水被害が発生したことを受けて、トウスク首相は、16日から現地入りし、ドルノシロンスキエ県のヴロツワフを中心にコシニャク=カミシュ副首相兼国防大臣及びシエモニャク内務大臣と共に危機管理チームの会合を重ねた。(注:「政治」、「経済」、「治安等」にある他の関連ニュースも参照ください。)

外交・安全保障

ブリンケン米国務長官のポーランド訪問【15日】

15日、ブリンケン米国務長官が訪問し、ドゥダ大統領及びシコルスキ外務大臣と会談を行った。同国務長官のポーランド訪問は今回で3回目となった。

ドゥダ大統領との会談では、ウクライナ情勢、ポモルスキエ県での発電所共同建設プロジェクトをはじめとした民生用原子力エネルギー分野での協力等が話題に上った。本年3月、同大統領は、米国南東部ジョージア州ウェインズボロ近郊のアルビン・W・ボーグル原子力発電所を訪問し、ポモルスキエ県に建設される原子力発電所に使われることとなる技術の詳細を視察していた。ドゥダ大統領は、「ポーランド史上初となる原子力発電所が建設されること、この大規模な投資が将来の気候変動政策の前提となり、気候保護とCO2排出量削減に貢献することを大変うれしく思う」旨述べた。また、この投資計画は、この地域において新たな雇用を創出する可能性がある」と述べた。

シコルスキ外相との会談では、二国間協力における重要な分野について議論がなされた。対ウクライナ支援については、現在のレベルでの支援を継続するために同盟国と協力していくことがこれまでと変わらず優先事項であるとの認識で一致した。また、ロシアに対する制裁の効果を高めることや、凍結されたロシアの資産をウクライナ支援に充てることについても話し合われた。ブリンケン国務長官は、記者会見の中で、「我々の揺らぐことのないウクライナ支援を強調したい。我々は他のNATO同盟国と協力して、ウクライナ人を訓練してきている。」と述べた。また、同長官は、ウクライナへの援助の80%以上がポーランドを経由していることを強調した。同会談では、NATO同盟国間の協力及び軍装備品の購入、ポーランドにおける米軍のプレゼンス、ポーランドの民生用原子力プログラムさらなる発展についても話題が及んだ。

シコルスキ外相は、会談後の記者会見の中で、「ポーランドと米国の関係は、歴史上最も緊密なレベルにある。今年のダイナミクスは目を見張るものがある。

。両国は共通の価値、利益、同様の脅威認識によって結束している」と述べた。同外相は、「ロシアは民間人を攻撃し、戦争犯罪を犯している。侵略の被害者には自衛の権利があり、空爆に反撃する権利がある」と強調した。ブリンケン国務長官は、全てのNATO加盟国の中でも例外的な、ポーランドのGDPに占める国防費の割合の高さを歓迎した。

シコルスキ外相のウクライナ訪問【15日】

12日～15日、シコルスキ外相は、ウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領、ステファニシナ欧州連合・NATO統合担当副首相、マリユスカ法務大臣、シビハ外相らと会談した。

キーウ訪問に先立ち、シコルスキ外相はリヴィウを訪問し、サドフ市長とともに、ロシアの弾道ミサイルによって破壊された市街地を視察した。同外相は犠牲者に哀悼の意を表し、ポーランド政府が破壊された建物のひとつを修復することを改めて発表した。また、シコルスキ外相は、西側からの援助、特に領空防衛のための武器供与を訴えた。

シコルスキ外相はキーウ滞在中、ゼレンスキー大統領、ウメロフ国防大臣、リトアニアのランズベルグス外務大臣、ポロシェンコ元大統領、エピファニウスキエフ府主教と会談し、ヤルタ欧州戦略フォーラム(YES)にも参加した。ウメロフ国防大臣との会談の主な議題は、技術協力と経験交流の問題であった。シビハ外相との会談で、同外相は西側諸国に対し、ロシアに対する長距離兵器の使用制限を解除するよう引き続き求めていくことを強調し、ロシアの行動は、ウクライナの穀物の黒海貿易ルートを閉鎖しようとする新たな試みを示している可能性がある」と警告した。

シコルスキ外相は、会談の中で両国間におけるヴォウイン虐殺を含む歴史的な問題に触れたと強調した。同外相は、両国の国民同士の和解はウクライナがEUに入るための条件の一つであり、10万人の犠牲者の発掘と埋葬の問題は政治的な問題ではなく、文明的な問題であると指摘した。

シコルスキ外相のモルドバ訪問【17日】

17日、シコルスキ外相は、ドイツのベアボック外相、フランスのセジュール外相と共にキシナウを訪問し、「モルドバ・パートナーシップ・プラットフォーム」の第5回会議に出席した。

モルドバのサンドゥ大統領は、「モルドバは今日、岐路に立たされているが、それはどこに向かって進んでいけばいいのか分からないような岐路ではない。私たちは進むべき方向をよく理解している。それは、平和と繁栄の欧州の未来である。私たちの国の未来は一夜にして築かれるものではないが、私たちが共に歩む一歩一歩が、全ての国民が尊厳と安全のもとに暮らす、安定した欧州の未来に近づいていくのだ」とコメントした。

ワイマール・トライアングル(独仏ポーランドによる政府間対話枠組み)の外相らは、キシナウで共同宣言を発表し、その中でモルドバのEU加盟を明確に支持するとともに、同国を不安定化させようとするロシアの企てに対抗するための継続的な支援を強調し、モルドバの防衛能力、ひいては国民の安全保障を支援することを表明した。

軍による洪水対応【18日】

コシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣は、トゥスク首相と共に、ヴロツワフにおける危機管理チームの会同に参加した。同副首相兼国防大臣は、人命救助、決壊のおそれがある堤防の補強、被害地域の復興支援に関して、軍が活動していると述べた。最も優先順位の高い人命救助及び被災者の健康支援のため、ヘリコプター及び水陸両用車が投入さ

れているとし、軍の活動について周知した。洪水対応として、作戦部隊から1万人、領域防衛隊から4千人の兵士が災害対応に参加している。

シコルスキ外相、ベラルーシ反政府派幹部に表彰を授与【18日】

18日、シコルスキ外相は、ベラルーシのパベル・ラトウシコ元文科相に「ワレサ連帯賞」を授与した。同氏は現在国外で反体制派幹部として活動しており、現政権によって欠席裁判で18年の禁固刑を言い渡されている。

授賞式には、ポーランド政府代表者、外国からの来賓、ベラルーシの反体制派活動家らが出席した。授賞式は、ワレサ元大統領によって開会され、シコルスキ外相がスピーチを行った。同外相は、「この授賞式は、受賞者本人だけでなく、ベラルーシ国民全体の民主主義的願望への賛辞として記憶されるだろう」と述べ、ラトウシコ氏を讃えた。ラトウシコ氏は「他の民主的な政治家たちと共に声を一つにして、ベラルーシ人が民主的な共同体の一員であること、欧州の願望を実現する権利を持っていることを示したい。政府によって投獄されたベラルーシ人、移住を余儀なくされベラルーシ人たちが払ってきた多大な犠牲を無駄にしてはならない」と述べた。

「ワレサ連帯賞」は、2014年に創設され、民主主義と市民的自由を促進し保護するための優れた活動に対して授与される表彰。その主な目的は、民主主義を促進し、人権の尊重、法の支配の強化等に向けた国際社会の平和的発展を支援する活動を鼓舞することにある。

経 済

経済政策

政府の洪水被害者への救済措置策【18日】

トゥスク首相は、被害を受けた住宅の購入または建設のためにローンを組んだ世帯に対する救済策の検討が開始されたことを発表した。同救済措置が実現すれば、被災地域で事業を営む雇用主は、返金不要の補償金や無利子融資を申請することができる。これらの資金は、労働基金または障害者リハビリテーション国家基金から拠出される。洪水の被害者は、洪水救援金として受け取った所得に対して個人所得税や法人税を支払う必要はなく、また寄付金にも課税されない。これらの免税措置は年末まで有効である。さらに、洪水の被害者は1万ズロチの一時金を受け取ることができるようになる。

さらに、財務省は、今年度の予算で計画されていた自然災害の影響への対策および除去のための11億ズロチ(約300億円)の予備費の充当と、洪水被

害者向けの10億ズロチ(約260億円)の新たな特定予備費の創設を発表した。同省の説明によると、2024年度予算法では、「オーデル川およびヴィスワ川流域における洪水対策プロジェクト」の実施に8億8998万6000ズロチを充てるなど、11億8089万1000ズロチの特定準備金を計画している。

また、ペウチンスカ＝ナウエンチ基金・地域政策大臣は、洪水対策のためのEU資金15億ズロチが洪水後の復興、住宅修繕などに再配分され、35億ズロチが堤防の建設に充てられる可能性がある発表した。同大臣は、洪水の被害を受けた自治体における欧州基金によるプロジェクトの実現と決済のための緊急手続きをEUに申請した。これにより、ポーランドとEUの資金で整備されたインフラが被害を受けた場合、修理または再建のための新たな補助金を受け取ることが可能となる。

ポーランド産業動向

工場浸水で生産制限、ポーランド南部と西部の企業を脅かす【17日】

ポーランド南部と西部で深刻な洪水が発生し、企業や生産工場に影響が出ている。被害額は数十億ズロチと見積もられている。プルドニクでは2つの工場が大きな打撃を受けたが、チェホヴィツェ・ジェジツェの他の工場は辛うじて被害を免れた。オポーレ県のセメント工場は操業を続けているが、骨材（コンクリートの強度を高めるための砂利などの原料）の製造は停止している。エネルギー会社も電力復旧に取り組んでおり、国営電力会社Tauronは停電に積極的に対応している。ポーランド国営精銅採掘会社（KGHM）は、オーデル川での洪水の影響に備えているが、操業は安定している。洪水が最も深刻な影響を及ぼしているのはドルノシロンスキエ県とオポーレ県で、死傷者が増加し、地元のインフラや企業が損害を被っている。

インテル、財務状況の悪化によりポーランドでの工場建設計画を延期【18日】

デジタル化省は、インテルが世界的な財務状況の悪化により、ドイツとポーランドでの半導体工場建設計画を2026年まで延期すると発表した。これには、ヴロツワフ近郊のミエンキニャに計画していた半導

体集積・テスト施設への46億ドルの投資中止も含まれ、2000人の雇用が計画されていた。ポーランドはこのプロジェクトに74億ズロチの公的支援を行う予定だった。今回の延期にもかかわらず、ポーランド政府は他の半導体投資を支援し、将来のプロジェクトを合理化することに前向きである。インテルの決断は、コスト削減努力と市場の課題の中で下された。同社は全世界で12万1,000人以上の従業員を雇用しており、そのうちEU域内では約1万人を雇用している。

レヴィアタン、復興基金の活用を奨励【18日】

民間雇用者連盟レヴィアタンは、「企業のための国家復興計画」と題するガイダンスを作成し、その中で、企業組織にEU基金を申請することを奨励し、そのような資金調達のための様々なコンペを効果的に利用する方法に関する情報を提供している。この問題について、レヴィアタンの専門家レヴァンドフスカ氏は、「時間がなくな中、課題は非常に大きい」と述べ、自動化・ロボット化や水素経済など、多くの企業がすでに終了したコンペの結果を待っていると指摘した。「デジタル移行、エネルギー効率、低炭素経済のための融資手段は、まだ開発中」と彼女は付け加えた。

エネルギー・環境

2026年までにSMR原子炉の許可を目指す【13日】

Orlen Synthos Green Energy社(OSGE)は、2026年にBWRX-300小型モジュール炉(SMR)の建設許可を申請する予定であると、カスプルフCEOが発表した。同社は、2026年6月までに予備安全報告書を完成させ、ポーランド原子力庁に提出する予定である。OSGEはカナダの専門家と提携し、ポーランドにGE-日立が開発したBWRX-300原

子炉を配備することを目指している。最初の原子炉はすでにカナダのダーリントン原発にて建設中であり、10年後までにポーランドに1基設置する計画だ。気候・環境省は、クラクフやヴウツワヴェクを含む6つの候補地を承認している。国営石油ガス企業のOrlenとポーランド大手化学企業Synthosは、OSGEを共同で所有している。

治安等

2024年はサイバー攻撃被害が記録的な年となる見通し【13日】

13日、ジェチポスポリタ紙は、2024年のポーランドにおけるサイバー攻撃の被害として、小売業界だけでも900億ズロチ近くの経済的損害が生じており、今年末までにその損害額は25%増加すると報じた。また、同紙は、イスラエルのITセキュリティ企業「Check Point」の予測を引用し、ポーランドの企業や公的機関へのサイバー攻撃の件数が2024年中既に10万件を超えており、記録的な年になる可能性がある

るとの見通しを示した。2023年にはサイバー攻撃が8万件確認されており、既に25%近く上回っている。

南西部における洪水被害及び自然災害宣言の適用【16日】

13日頃から数日間、中・東欧の広範囲で記録的な豪雨が発生し、ポーランドでは、複数の地域で大規模な洪水被害が発生した。被害を受けた地域では、町や村へ通じる道路が寸断され、川の橋が崩壊した。16日、政府は、洪水の影響に対処するため、30日間、南西部のドルノシロンスキエ県、オポルスキエ県

及びシロンスキエ県の特定の地域に自然災害宣言を適用した。宣言に関する規則では、自然災害が続く間、住宅やその他建物を撤去するなど、市民の権利と自由に対する制限を適用する可能性があるほか、特定の地域や施設から避難する命令を下すことができる。17日、警察本部は、新たに3人の遺体が発見され、死者が計7人になったと発表した。

警察官の欠員数が増加傾向【18日】

18日、ジェニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、警察官の欠員数が増加傾向にあり、国内の安全保障に深刻

な影響を与える可能性があると報じた。9月1日に警察本部が公表したデータによると、警察の定員数10万8,909人に対して1万4,839人の欠員が生じており、7月中の欠員数から183人増加した。特にサイバー犯罪対策やテロ対策について専門的部署における職員不足が顕著となっている。警察の労働組合は、警察予算が増額されなければ、2024年には欠員数が2万人まで増加する可能性があるとして繰り返し警告している。

大使館からのお知らせ

能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座)

令和6年(2024年)1月1日に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するための災害義援金について、ポーランド国内の口座についても開設しているところ、下記のとおりお知らせいたします。

1 ズロチ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA
住所 : ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa
口座名: AMBASADA JAPONII
ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa
口座番号: 02 1240 6292 1111 0011 3418 0435

2 ユーロ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA
住所 : ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa
口座名: AMBASADA JAPONII
ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa
口座番号: 91 1240 6292 1978 0011 3418 0103

(注1)上記の口座に振り込みいただいた義援金につきましては、取りまとめの上、日本政府宛に送金された後、被災者に分配されることとなります。

また、特に御希望がある場合には日本赤十字社宛に送金することも可能です。その場合は、送金情報の備考欄に「To Japanese Red Cross Society」と記載してください(記載がない場合には、日本政府宛として受け付けます。)

(注2)被災地の各地方公共団体においても、義援金受入口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPを御確認ください。

なお、石川県の災害義援金情報は以下のリンクにより御確認ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/gienkinr0601.html>

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】教育美術展「広重～浮世絵の世界への旅～」【4月28日（日）～11月3日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、教育美術展「広重～浮世絵の世界への旅～」が開催中です。浮世絵の作り方を紹介する教育美術展で、来場者はワークショップに参加も可能で、歌川広重氏の作品とその浮世絵のアニメーションプロジェクトに参加することもできます。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【開催中】アートプロジェクト「…山の浸透330…」【8月11日（日）～11月30日（土）】

クラクフ市のコシチュシコ丘にて、アートプロジェクト「…山の浸透330…」が開催中です。日本とポーランドの文化における山のイメージなどを紹介する展覧会及びアートプロジェクトです。入場及び参加費は無料です。

開催場所：Kopiec Kościuszki, Kraków

【予定】日本文化講座「日本と世界における折り紙～伝統と現代～」【9月26日（木）17:30～】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、折紙デザイナーのミハウ・コスムルスキ氏による文化講座「日本と世界における折り紙～伝統と現代～」が開催されます。日本の折り紙の歴史や文化に重点をおいた講義です。講義言語はポーランド語で、入場無料、参加登録不要です。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

【予定】展示会「ポーランドの幾何学的な折紙展」【9月26日（木）～10月31日（木）】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、3人のポーランド人折紙デザイナーによる幾何学的な折紙作品の展示が開催されます。入場無料です。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社

会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)